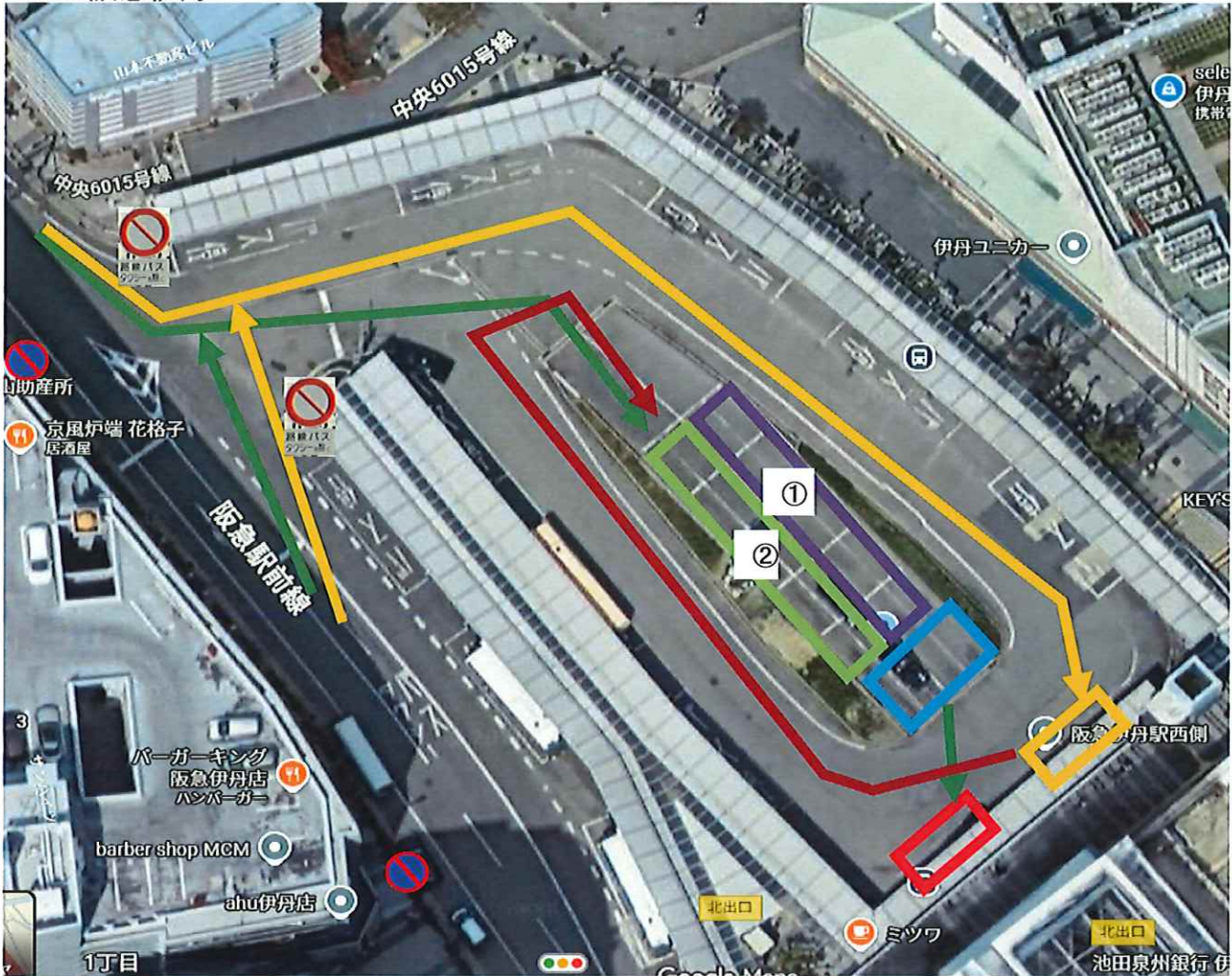


9 5. 阪急伊丹



- : 乗場
- : 降り場
- : 協会車両待機場場 (11台)
- : 阪急タクシー待機場場 (11台)
- : ①・②が交互で乗場に入構するため、この枠に次に乗場に入構する①・②の車両の先頭が1台ずつ待機する
- : 走行ルート
- : 降り場への走行ルート
- : 乗客降車後待機場場への走行ルート (待機場場入構時には → を優先して入構させること)

阪急伊丹 乗場・待機場ルール
(神戸阪神地区)

令和8年4月

協会が管理するタクシー乗り場に関して、以下を共通ルールとして定めます。

利用者から支持される乗り場を目指しましょう。

(接遇)

- ① タクシー利用者の利便性を最優先とする。
- ② タクシー利用者が安心して乗り場を利用できるよう事業者・乗務員とも心掛けること。
- ③ 法人運転者は会社で定められた服装をし、個人運転者は組合で定められた服装をし、常に身なりを整え、清潔かつ運転操作に支障のない服をすること。*
- ④ 運転者は利用者に大きな荷物のある時は降車し、荷物の積み下ろしに積極的に協力すること。

(法令順守)

- ⑤ 事業者及び運転者は他の運転者に対して排除行為を行ってはならない。*
- ⑥ 利用者の輸送は申込み順序に従って公平に行い、距離の遠近、行先等の理由により差別してはならない。
- ⑦ 運転者は乗合行為、呼び込み行為等不正な営業行為を行ってはならない。*
- ⑧ 運転者は停車禁止又は乗車禁止指定場所での営業行為を行ってはならない。*

(乗り場・待機場での禁止行為)

- ⑨ 喫煙行為*
- ⑩ 車外へ出て大声での雑談*
- ⑪ 車両放置(トイレ・急病等は除外)*
- ⑫ ゴミのポイ捨て、放置*
- ⑬ ポールコーン等の無断設置*
- ⑭ 独自ルールの無断作成、強要*
- ⑮ 乗場地図に記載されたサービスセンター委員会が定めたルールの違反*
- ⑯ その他サービスセンター指導規程に定められたルールの違反*


*はセンター指導規程による処分対象

阪急伊丹 特別ルール

①ロータリーには  の走行ルートで入構する。

②待機場には  の走行ルートで②  の待機場（11台）へ入構する。また、待機場への進入は  の走行ルートを優先とする。

※  は阪急タクシー専用待機場の為、阪急タクシー車両以外は待機禁止。

③待機場①（協会）と待機場②（阪急）のそれぞれの先頭車両は  で待機をし、乗場（1台）へは協会タクシー車両と阪急タクシー車両が交互に入る。

なお、旅客の順番乗車を基本とするが、各社の専用タクシーチケット等の旅客の選択乗車は認めるものとする。

④乗場に入構した車両はドアを開けて待機する。

⑤コアタイム（午前11時から午後18時）は待機場4台目以降の運転手がドアサービス（トランクサービス）を行う。

また、大きな荷物を持った方、足の悪い方、妊産婦等が乗車する場合は、コアタイムに限らずドアサービス（トランクサービス）を行う事が望ましい。

なお、高温・寒冷・大雨等の日は乗場柱にリースが付けられるので、その際にはドアサービス（トランクサービス）を中止とする。

⑥乗客降車後に乗場・待機場・ロータリー内にタクシー車両がない場合はそのまま乗場へ入構可能とする。（必ず順番待ちの車両が無いことを確認すること）

⑦アプリ・無線配車は  又は待機場最後方の停車車両のみ受けることを可能とする。

最後方の車両はバックで待機場を出る際には周辺への注意を最大限行い、事故が無いようにする。